

# 東京都自立支援協議会 第5期活動方針(案)

## 都協議会の位置づけ

- ・根拠規定: 障害者総合支援法第 89 条の3
- ・東京都自立支援協議会設置要綱により設置(平成 19 年 10 月 1 日施行)

- 区市町村の相談支援体制などに関する協議の場
- 地域協議会で集約した課題や取組に関する情報収集・発信の場

## 協議会に係る現状と課題

- 全区市町村(島しょ部除く)で、協議会の立ち上げ一方で、活動内容については地域間の差が大きい(開催回数、専門部会の有無、具体的な取組の有無等)
- 都協議会で実施している交流会、セミナーは地域協議会(区市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係者)に好評。地域協議会の活動状況を集約した動向集は、調査項目等を検討のうえ実施し、充実を図っている。一方で、本会議の活動は地域協議会に見えにくく、都と地域との双方向性が十分でない

## 国の近年の動向

- 全ての障害福祉サービス、障害児通所支援の利用申請について、サービス等利用計画等を作成(27 年 4 月～)
- 相談支援の質の向上に向けた検討  
相談支援専門員の指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員(仮称))の研修を実施  
なお、サービス管理責任者も段階的な研修を実施(共に 30 年度法改正、31 年度実施予定)
- 障害者総合支援法の改正(30 年 4 月 1 日)  
障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応など、一層の支援の充実

## 第5期テーマ

「都と地域の協議会活動の双方向性を強化し、東京都における地域課題を考える」

### ■活動の方向性

地域協議会が都全域で設置された今、都協議会と地域協議会の位置づけや活動を整理した上、双方向での情報収集・発信機能を強化し、東京都における地域課題等を共有する。

### ■実施策

- 第4期同様、本会議、地域協議会交流会、セミナー及び動向集を活動の柱とする。
- 委員が持ち寄る地域課題から全都的なものを選定し、年間の協議事項とし、地域協議会交流会、セミナー及び動向集の調査は、年間の協議事項を踏まえた内容で実施する。(平成 29 年度第 1 回は、委員の大幅な交替があり、事務局から協議事項案を提示)
- 第2回本会議においてまとめの討議を行い、次年度の協議事項を選定する。また、当該協議事項を、年度内に実施する動向集のための区市町村への調査項目として、必要かつ可能な範囲で反映させる。
- 協議会委員及び連絡調整会議委員から実行委員を選任し、各実行委員は地域協議会交流会、セミナー及び動向集のうち、担当する行事等に企画段階から関与する。  
なお、実行委員名簿案は、別紙のとおり

